

[TOP page](#)[資料室](#)[イベント情報](#)[講師を探す](#)[Worker's 広場](#)[関連リンク](#)

## 資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [一般教養](#) | [労働関係法](#) | [「働き方改革法」のポイント⑧](#)
[労働組合](#)[労働者福祉・共済](#)[一般教養](#)[社会保障](#)[労使トラブル法律相談Q&A](#)[労働関係法](#)[経営全般](#)[人間関係とコミュニケーション](#)[ライフプラン](#)[男女共同参画](#)[公務員関係法](#)[日朝の歴史](#)[7つの習慣](#)[中東の歴史](#)[ボランティア活動](#)[環境活動](#)[社会貢献活動](#)[自己啓発](#)[生涯学習](#)[外交・防衛問題](#)[資本論](#)

### 「働き方改革法」のポイント⑧

施行日	関係法規	内容
公布日	雇用対策法	労働者が生活との調和を保ちつつ意欲と能力に応じて就業できる環境の整備 時間外労働の上限規制の法制化、罰則適用（中小企業除く） 労使協定（36協定）の記載事項の見直し（中小企業除く）
2019年4月1日	労働基準法	年次有給休暇の時季指定による付与義務 フレックスタイム制の見直し（精算期間の上限の延長） 高度プロフェッショナル制度の創設 面接指導（義務化、対象拡大）
	労働安全衛生法	労働時間の状況の把握 産業医・産業保健機能の強化（事業者から産業医への情報提供義務等） 勤務間インターバル制度の導入（努力義務） 一定の要件を満たす衛生委員会を労働時間等設定改善委員会とみなす規定の削除（経過措置あり）、労働時間等設定改善委員会の決議に係る労働基準法の適用の特例
	労働時間設定改善法	
	労働安全衛生法・じん肺法	労働者の心身の状態に関する情報の取扱いの整備

#### 労働者の心身の状態に関する情報の取扱い

労働者の健康情報に関しては、相手に知られたくない情報も多分に含まれるので、労働者が自身の雇用管理上不利に取られる不安等を払しょくし、安心して産業医等による健康相談を受けられる環境を構築する必要があります。

そこで安衛法等による措置の実施に関し、労働者の健康の確保に必要な範囲内で、労働者の心身の状態に関する情報を保管・使用しなければならないこと（改正安衛法104条1項）、事業者は、労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない（改正安衛法104条2項）ことが新たに定められた。

#### じん肺法の改正

事業者は、じん肺法またはこれに基づく命令の規定による措置の実施に関し、労働者の心身の状態に関する情報を取り扱う際は、本人の同意がある場合等正当な理由がない限り、労働者の健康の確保に必要な範囲内でその情報を収集し、その収集の目的の範囲内で保管し、および使用しなければならない。

今回の改正は、労働安全衛生法の改正と合わせて行われた。

#### ⑧ 「産業医・産業保健機能」を強化します

##### (1) 産業医の活動環境の整備

(現在)

産業医は、労働者の健康を確保するために必要があるとき、事業者に対して助言することができます。

事業者は、産業医から助言を受けた場合は、

(改正後)

事業者から産業医への情報提供を充実・強化します。

事業者は、長時間労働者の状況や労働者の業務の状況など産業医が労働者の健康確保等を行うために必要な情報を提供しなければならないこととします。

産業医の活動と衛生委員会との関係を強化します。

教育カリキュラム

日本国憲法

傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

その報告を尊重する義務があります。

事業者は、産業医から受けた報告の内容を事業場の労使や産業医で構成する衛生委員会に報告することとしなければならないこととし、衛生委員会での実効性のある健康確保対策の検討に役立てます。

### (2) 労働者に対する健康相談の体制整備、労働者の健康情報の適正な取扱いのルールを推進

(現在)

事業者は、労働者の健康相談等を継続的かつ計画的に行う必要があります(努力義務)。

(改正後)

産業医等による労働者の健康相談を強化します。

事業者は、産業医等が労働者からの健康相談に応じるための体制整備に努めなければならないこととします。

事業者による労働者の健康情報の適正な取扱いを推進します。

事業者による労働者の健康情報の収集、保管、使用及び適正な管理について、指針を定めた。労働者が安心して事業場における健康相談や健康診断を受けられるようにします。

#### ○産業医とは？

・産業医とは、労働者の健康確保等について、専門的な立場から指導や助言を行う医師のことです。労働安全衛生法では、労働者数50人以上の事業場においては、産業医の選任が事業者の義務となっています。また、小規模事業場(労働者数50人未満の事業場)においては、産業医の選任義務はありませんが、労働者の健康確保を医師等に行わせるように努めなければならないとされています。

#### ○衛生委員会とは？

・衛生委員会とは、労働者の健康確保等について、労使が協力して効果的な対策を進めるために、事業場に設置する協議の場です。衛生委員会のメンバーは、総務安全衛生管理室、産業医、衛生管理室、衛生に関する経験を持つ労働者で構成されます。労働者数50人以上の事業場においては、衛生委員会の設置が事業者の義務となっています。

15

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>一瞥へ戻る

📍 サイトマップ 📍 このサイトについて 📍 個人情報保護の取組みについて

📍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library  
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE

静岡で働く人のための資料閲覧サイト  
【ワーカーズ・ライブラリー】

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.